

令和元年（ネ）第230号 国家賠償請求事件

控訴人 甲1 外1名

被控訴人 国

## 意見陳述書

令和2年9月 3日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人  
弁護士 藤 間 環

控訴人ら準備書面（2）（以下「本書面」という）の趣旨・内容について意見陳述します。

### 第1 はじめに

私たちは、本書面で、原告らの国に対する国家賠償請求権に「除斥期間を適用してはいけない」ということについて、さらに主張を追加しました。これからなぜ本件で「除斥期間を適用してはいけない」のか、お話しします。

### 第2 被害者が被害を外に向けて訴えることができなかったこと

#### 1 はじめに

東京訴訟で尋問のあった、市野川容孝さん、原告、原告のお姉さんのお話からは、優生手術の被害者が被害を外に向けて訴えることができなかった事情が存在することがわかります。

#### 2 市野川さんのお話

市野川さんは、優生手術被害者が長い間被害を外に向けて訴えることができなかった事情について、次のように説明します。

すなわち、①手術において「麻酔薬の使用」「欺罔等」の手段を用いてよいと指導されていたため、本人がそれと気づかない形で手術を受けさせられ、本人が被害自体に気づかない被害構造となっていたこと、②旧優生保護法の「不良な子孫」という言葉が、被害者やその家族が被害を公言できない状況を作り出していたこと、があいまって、被害者が被害を長い間外に向けて訴えることができなかった、といます。

#### 3 東京訴訟原告、原告のお姉さんのお話

実際、東京訴訟の原告、原告のお姉さんのお話からも、市野川さんの指摘が正しいことが裏付けられます。

例えば、東京訴訟の原告も、優生手術をされる際、「何か悪いところがあるかもわかんないから」などと騙されて病院に連れていかれ、手術の意味内容について事前・事後に何も説明のないまま手術をされました。また、手術を受けさせられたことについては、口止めをされました。

原告は、自分が不妊手術をされたことについて、「白い目で見られるから、差別されるから」との理由で、奥さんにすらずっと話すことができずにいました。

### 第3 平成8年改正後の国の対応について

平成8年に旧優生保護法が改正されましたが、国は何の調査・補償をしようとしませんでした。

### 第4 優生手術被害者の権利行使が不可能であったこと

これまで何度も主張するとおり、旧優生保護法が改正される以前は、優生手術が違法行為であることを前提とする国家賠償請求訴訟を提起することは不可能です。

また、旧優生保護法が改正された後も、先にお話した国の対応や、国の旧優生保護法にまつわる施策によって蔓延した優生思想のもとでは、被害者が優生手術を違法として国家賠償請求することは不可能でした。

### 第5 被害者の権利不行使について国に帰責性があること

- 1 先にお話した通り、そもそも国は優生手術を行わせるにあたり、被害者が加害の事実を知り得ないような仕組みを作っていました。
- 2 後になって自分の受けた手術の意味を知り得たとしても、優生思想が蔓延し、自分が手術を受けた事実を公表することが躊躇われる状況下においては、手術の詳細など調査することはできませんでした。

また、損害賠償請求訴訟に必要な手術記録が廃棄されたことも、被害者の権利行使の妨げになりました。

### 第6 被控訴人の基準によっても除斥期間を適用すべきではないこと

最後に、被控訴人の主張する除斥期間適用制限の基準によっても、本件で除斥期間の適用を制限すべきであることについても主張しました。

### 第7 まとめ

このように、被害者らの声を抑え続けてきた国が、「除斥期間」の適用により損害賠償義務を免れることは、到底許されることではありません。

以上